



福島医発第2590号(地)

平成23年 3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱について

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者であって、標記震災のために居住地である市町村において予防接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合の取扱につきましては、日本医師会より別添のとおり貴会宛てに直接通知がなされておりますが、本通知に関連して、福岡県内において、被災者から定期予防接種の希望を受けた市町村（以下「希望地」）が、その接種費用を負担する等、被災者に対する救済措置を設けている市町村があり、被災を受けた居住地以外の市町村において定期予防接種を希望する被災者の方は、希望地市町村に対して救済措置の有無をご本人から直接確認いただいた上で、接種の依頼を受けた医療機関において接種を実施することとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、県内市町村の救済措置の有無につきまして、本会においても把握したく存じますので、貴会管下市町村にご確認の上、4月1日（金）までに別紙を、本会地域医療課宛てに e-mail (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp) にてご回報下さいますようお願い申し上げます。県内市町村の状況を取り纏め、貴会にもご報告いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

小郡市、大刀洗町、久留米市の上記の定期予防接種についての対応は、別紙のとおりとなっております。

東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱について

※被災者に対する救済措置の設置について、貴会管下市町村の状況をご記載下さい。

市町村名	救済措置 の有無	対象となる被災地	必要な手続き等
小郡市 大刀洗町 久留米市	有	小郡市、大刀洗町、久留米市 共通 厚生労働省発表の「平成 23 年（2011 年）東北地方太平 洋沖地震にかかる災害救助 法の適用について」の適用を 受けた市町村（東京都は除 く）に住民登録を有する者	小郡市 対象者が市へ予防接種依 頼書発行申請書を提出。市 は医療機関あての依頼書 を対象者に発行し対象者 は医療機関へ提出し接種 を受ける。請求は小郡市民 と同じ取扱い。 大刀洗 対象者が町へ申請。被災地 確認後依頼書を本人に発 行し接種を受ける。請求は 大刀洗町民と同じ取扱い。 久留米市 久留米市保健所健康推進 課にて事前に申請手続き が必要。母子健康手帳カー ドに被災者用と記載した ものを対象者にお渡しし、 後は通常の久留米市民と 同じ取扱い。

医師会名：小郡三井医師会